

○京都市敬老乗車証条例

平成17年3月25日

条例第87号

改正 平成18年12月28日条例第22号

京都市敬老乗車証条例

(目的)

第1条 この条例は、敬老乗車証（高齢者が運賃を支払うことなく、公共交通機関の一部を利用することができる証票をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めることにより、高齢者の社会参加を支援し、もって高齢者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(敬老乗車証の交付対象者)

第2条 敬老乗車証の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者とする。

- (1) 第1種敬老乗車証 本市の区域内に住所を有する70歳以上の者（寝たきりの状態その他これに準じる状態であつて、公共交通機関の利用が困難であると認められる状態にある者及び別に定めるものの交付を受けている者を除く。）
- (2) 第2種敬老乗車証 前号の者のうち、北区、左京区、右京区、西京区及び伏見区の区域内で別に定める地域内に住所を有するもの

(敬老乗車証の交付)

第3条 敬老乗車証の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合において、交付申請者が交付対象者であると認めたときは、敬老乗車証を交付する旨を決定し、その旨を交付申請者に通知しなければならない。

(負担金)

第4条 前条第2項の規定による通知を受けた交付申請者は、敬老乗車証の交付を受ける際、敬老乗車証の交付に係る事業に充てるために負担すべき費用として別表第1に掲げるもの（以下「負担金」という。）を納入しなければならない。ただし、生活保護法第6条第1項に規定する被保護者その他別に定める者については、この限りでない。

(負担金の還付)

第5条 既納の負担金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(負担金の減免)

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、負担金を減額し、又は免除することができる。

(有効期間)

第7条 敬老乗車証の有効期間は、別表第2のとおりとする。

(通用区間)

第8条 第1種敬老乗車証を利用することができる区間は、別表第3のとおりとする。

2 第2種敬老乗車証を利用することができる区間は、別に定める。

(譲渡、貸与等の禁止)

第9条 敬老乗車証の交付を受けた者は、これを譲渡し、貸与し、又は担保に供してはならない。

(敬老乗車証の返還)

第10条 敬老乗車証の交付を受けた者は、交付対象者でなくなったときは、当該敬老乗車証を市長に返還しなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者に対し、敬老乗車証の返還を命じることができる。

(1) 前条の規定に違反した者

(2) 不正の手段により敬老乗車証の交付を受けた者

(委任)

第11条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 敬老乗車証の交付その他これを交付するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成18年12月28日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

区分		負担金
1	第3条第2項の規定による通知をした日（以下「通知日」という。）の属する年度分の地方税法（以下「法」という。）第5条第2項第1号に規定する市町村民税（特別区が法第1条第2項の規定により課する法第5条第2項第1号に規定する市町村民税を含む。以下「市町村民税」という。）が課されていない者又はこれに準じる者として別に定めるもの	円 3,000
2	通知日の属する年度分の市町村民税が課されている者であって通知日の属する年の前年の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が2,000,000円未満であるもの又はこれに準じる者として別に定めるもの	5,000
3	通知日の属する年度分の市町村民税が課されている者であって通知日の属する年の前年の合計所得金額が2,000,000円以上7,000,000円未満であるもの	10,000
4	通知日の属する年の前年の合計所得金額が7,000,000円以上である者	15,000

備考

- 1 敬老乗車証の有効期間が6箇月を超えない場合の負担金は、この表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。
- 2 通知日が1月1日から6月30日までの間である場合におけるこの表の適用については、同表中「前年」とあるのは「前々年」とする。
- 3 通知日が4月1日から6月30日までの間である場合におけるこの表の適用については、同表中「年度分」とあるのは「前年度分」とする。

別表第2（第7条関係）

区分	有効期間
----	------

通知日が1月1日から6月30日までの間及び10月1日から12月31日までの間である場合	通知日の翌日からその日以後最初に到来する9月30日まで
通知日が7月1日から9月30日までの間である場合	交付申請者が有効期間の初日を通知日の翌日とするを希望する場合
9月30日以後最初の10月1日までの間である場合	交付申請者が有効期間の初日を通知日後最初に到来する10月1日とするを希望する場合
	通知日の属する年の10月1日から翌年の9月30日まで

別表第3（第8条関係）

区分	区間
本市乗合自動車	本市乗合自動車の全区間
本市高速鉄道	本市高速鉄道の全区間
道路運送法第9条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者であつて別に定めるものが運行する事業用自動車（同法第2条第8項に規定する事業用自動車をいう。）	別に定める。
道路運送法第79条の規定による登録を受けた者（道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号）附則第5条の規定により道路運送法第79条の登録を受けたものとみなされる者を含む。）であつて別に定めるものが運行する家用自動車（同法第78	

条に規定する自家用自動
車をいう。)